



# 島根県報

令和7年7月4日（金）

号外第69号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(3件)	(       "       )	3

# 告 示

## 島根県告示第399号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	松江木次線	松江市東忌部町字ガボリ2440番1地先から同町字オノ峠2036番1地先まで	前	メートル A 15.60～ 23.70	メートル 400.00	松江県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 29.00～ 73.50	370.00	
			後 B	29.00～ 73.50	332.66	

## 島根県告示第400号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷612番3地先から同593番5地先まで	メートル 74.09	令和7年7月4日	浜田県土整備事務所	

## 島根県告示第401号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来伯太日南線	安来市吉岡町字向川原494番4地先から同445番9地先まで	メートル 192.65	令和7年7月4日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

## 島根県告示第402号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡津和野町日原690番10地先から同693番8地先まで	メートル 30.23	令和7年 7月4日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町日原693番9地先から同694番14地先まで	9.88	令和7年 7月4日		